万引き

は

必ず見られています

「万引き」は、刑法第 235 条の窃盗に該当し

10年以下の懲役 又は **50万円以下の罰金**

万引きをしない　させない　見逃さない

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION
けいしちょう

困った時には迷わず相談

相談機関団体窓口

警視庁総合相談センター

電話:03-3501-0110　#9110

最寄りの警察署・交番

防犯係又は生活安全相談係

東京都消費生活総合センター

電話:03-3235-1155

区市町村

区市町村の消費者相談窓口

万引き

は

必ず見られています

「万引き」は、刑法第 235 条の窃盗に該当し

10年以下の懲役 又は **50万円以下の罰金**

警視庁ホームページ　http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/

けいしちょう

万引きをしない　させない　見逃さない

街とともに、人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION
けいしちょう

ストップ！ 万引き！
東京万引き防止官民合同会議